

令和7年4月1日

工事外注計画書の提出にあたって

- 1 この書類は、工事請負契約約款第7条(下請負人等の通知)の規定に基づき提出していただくものです。市ホームページから様式をダウンロードして作成してください。

<市ホームページ掲載場所>
トップページ → ビジネス・産業・まちづくり → 入札・契約 → 公共工事 → 公共工事の検査
→ 各種書類様式

- 2 全ての工事において、下請契約を締結した場合に提出してください。(ただし、軽微な工事は除く。)

- 3 契約担当課と工事監督課に各1部、提出してください。
工事監督課への提出は、「当初契約分」及び「最終変更分」を提出してください。
契約担当課への提出は、「最終変更分」のみ提出してください。
なお、施工当初から下請契約がまったく無いことが確定している場合は、提出の必要はありません。

契約担当課への提出は、電子メールも可です。下記のアドレスへ送信してください。

◎工事外注計画書提出先アドレス

契約担当課	メールアドレス
技術監理局契約課	koujikeikaku_kei@mail2.city.kitakyushu.jp
都市整備局東部整備事務所	koujikeikaku_ts@mail2.city.kitakyushu.jp
都市整備局西部整備事務所	seibi-nishi-shomu@city.kitakyushu.lg.jp
上下水道局東部工事事務所	sui-toubukouji-kanri@city.kitakyushu.lg.jp
上下水道局西部工事事務所	sui-seibukouji-kanri@city.kitakyushu.lg.jp

電子メールで提出する場合は、メールの件名を「【外注計画書】〇〇〇工事(工事名称)」と入力し、外注計画書を「Excel」又は「PDF」又は「ドキュワークス」ファイルにして送信してください。

下請業者、資材購入業者は、市内の業者から選定するようお願いします。

工事外注計画書 作成要領

1 自社施工分と下請施工分の経費内容の区分について

- (1)すべて自社施工で行う場合(下請契約がまったく無い場合)にあつては、提出不要です。
(2)経費内容の区分については、概ね下記の表を参照してください。

区 分	経 費 の 内 容
自社施工分	・元請業者が直接雇用者をもって直接施工する工事、資材製作等の費用 ・元請業者が直接購入する資材費、手持資材の価格 ・元請業者が直接雇用者をもって使用する工事用機械器具等のリース料 ・その他上記に類する費用(清掃業務、賄い業務、建設資材の輸送、生コンの輸送、土砂・廃棄物等の運搬など)
下請施工分	・下請業者に請負させた工事、資材製作等の費用 ・資材価格込みの資材取付け工事費(例 アルミサッシ購入と取付工事を同一契約で下請に出した場合等) ・操作員、組立作業員込みの機械器具等のリース料(オペレーター付きリース契約) ・その他上記に類する費用(コンクリート型枠への圧送や打設、土砂・廃棄物等運搬にとどまらず積み込み作業を含む契約など)

2 配置技術者等について

技術者の配置については、建設業法、建設業法施行令、監理技術者制度運用マニュアル等の法令、通知及びガイドライン等を遵守し、本市発注工事の取扱いについては、「現場代理人及び技術者の配置等に関する運用」を確認してください。

3 下請業者等について

- (1) 工事請負契約約款第47条の2第1項第1号～第7号までのいずれかに該当する者を下請契約の相手方としてはいけません。
(2) 1次以降4次までの下請企業すべてについて記載してください。
(3) 交通誘導等の業務を遂行する警備会社については、施工体系図のみ記入してください。